

議案第 39 号

勝山市水道事業給水条例の一部改正について

勝山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

悪天候や災害などでメーターの点検が困難な場合に、メーターの点検を行わずに水量の認定を行えるようにするため、及び水道料金等について、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）の経過措置が終了し、総額表示が義務付けられたため、この案を提出する。

勝山市条例第39号

勝山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

勝山市水道事業給水条例(平成10年勝山市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前							改正後						
(料金) 第24条 料金は、次の表のとおりとする。 (1か月につき)							(料金) 第24条 料金は、次の表のとおりとする。 (1か月につき)						
メータ 一口径 別	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)				メータ 一口径 別	基本料金		超過料金(1立方メートルにつき)			
	水量	料金	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階		水量	料金	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
			10立方メ ートルを 超え30立 方メート ルまでの 分	30立方メ ートルを 超え50立 方メート ルまでの 分	50立方メ ートルを 超え100立 方メート ルまでの 分	100立方メ ートルを 超える分				10立方メ ートルを 超え30立 方メート ルまでの 分	30立方メ ートルを 超え50立 方メート ルまでの 分	50立方メ ートルを 超え100立 方メート ルまでの 分	100立方メ ートルを 超える分
13ミリ メート	10立方 メート	<u>1,150円</u>	<u>120円</u>	<u>135円</u>	<u>140円</u>	<u>165円</u>	13ミリ メート	10立方 メート	<u>1,265円</u>	<u>132円</u>	<u>148.5円</u>	<u>154円</u>	<u>181.5円</u>

ル	ルまで					
20ミリメートル		1,300円				
25ミリメートル		1,500円				
40ミリメートル		1,700円				
50ミリメートル		2,400円				
75ミリメートル		4,250円				
100ミリメートル		6,400円				

2 (略)

3 毎期の料金の額は、第1項に基づき各月ごとに計算した額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以

ル	ルまで					
20ミリメートル		1,430円				
25ミリメートル		1,650円				
40ミリメートル		1,870円				
50ミリメートル		2,640円				
75ミリメートル		4,675円				
100ミリメートル		7,040円				

2 (略)

3 毎期の料金の額は、第1項に基づき各月ごとに計算した額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を合算した額

第29条 加入金は、給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)の申込者から、次の各号に定める額_____を申込みの際、これを徴収する。

(1) 新設 メーターの口径に応じ次の表に掲げる額

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	<u>30,000円</u>
20ミリメートル	<u>50,000円</u>
25ミリメートル	<u>100,000円</u>
40ミリメートル	<u>300,000円</u>
50ミリメートル	<u>500,000円</u>
75ミリメートル	<u>1,000,000円</u>
100ミリメートル	<u>1,600,000円</u>

(2) (略)

2・3 (略)

(負担金)

第30条 負担金は、給水装置の新設の申込者から、区域に応じ次の表に定める額に消費税等相当額を加えた額を申込みの際、これを徴収する。

区域名	負担金の額
元町、昭和町(一部の区域を除く。)、旭町、立川町、本町、栄町、沢町、芳野町、若猪野、高島、西高島、毛屋(毛屋町を除く。)、滝波町、郡町、長山町(一部の区域を除く。)、千代田	<u>70,000円</u>
昭和町の一部、旭毛屋町、毛屋町、猪野、片瀬、片瀬町、平泉寺の一部、岡横江、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、長山町の一部、新保、松ヶ崎	<u>115,000円</u>

(1) 新設 メーターの口径に応じ次の表に掲げる額

メーターの口径	加入金の額
13ミリメートル	<u>33,000円</u>
20ミリメートル	<u>55,000円</u>
25ミリメートル	<u>110,000円</u>
40ミリメートル	<u>330,000円</u>
50ミリメートル	<u>550,000円</u>
75ミリメートル	<u>1,100,000円</u>
100ミリメートル	<u>1,760,000円</u>

(2) (略)

2・3 (略)

(負担金)

第30条 負担金は、給水装置の新設の申込者から、区域に応じ次の表に定める額_____を申込みの際、これを徴収する。

区域名	負担金の額
元町、昭和町(一部の区域を除く。)、旭町、立川町、本町、栄町、沢町、芳野町、若猪野、高島、西高島、毛屋(毛屋町を除く。)、滝波町、郡町、長山町(一部の区域を除く。)、千代田	<u>77,000円</u>
昭和町の一部、旭毛屋町、毛屋町、猪野、片瀬、片瀬町、平泉寺の一部、岡横江、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、長山町の一部、新保、松ヶ崎	<u>126,500円</u>

猪野口	<u>200,000円</u>
郡原、芳野原、平泉寺(一部の区域を除く。)、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、岩ヶ野、神野、経塚、平泉寺町上野、竜谷、竹林、聖丸、深谷、薬師神谷、牛ヶ谷、北野津又、松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、境、戸倉、西ヶ原、荒土町新道、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、北郷町上野、伊知地、坂東島、嵯崎、大袋、遅羽町新道、北山、蓬生、中島、比島、保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、保田出村	<u>210,000円</u>
暮見、栃神谷、下荒井、木根橋、北六呂師、大矢谷、谷、河合の一部	<u>300,000円</u>

2・3 (略)

(新設)

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号に定める額に**消費税等相当額を加えた額**を申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) 法第16条の2第1項の指定をするとき。

1件につき 12,500円

(2) 法第16条の2第1項の指定の更新をするとき。

猪野口	<u>220,000円</u>
郡原、芳野原、平泉寺(一部の区域を除く。)、赤尾、笹尾、大渡、壁倉、岩ヶ野、神野、経塚、平泉寺町上野、竜谷、竹林、聖丸、深谷、薬師神谷、牛ヶ谷、北野津又、松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、境、戸倉、西ヶ原、荒土町新道、細野口、北宮地、堀名、中清水、伊波、妙金島、西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、北郷町上野、伊知地、坂東島、嵯崎、大袋、遅羽町新道、北山、蓬生、中島、比島、保田、西光寺、北西俣、矢戸口、本郷、西遅羽口、東遅羽口、杉俣、志田、発坂、保田出村	<u>231,000円</u>
暮見、栃神谷、下荒井、木根橋、北六呂師、大矢谷、谷、河合の一部	<u>330,000円</u>

2・3 (略)

4 既納の負担金は、還付しない。ただし、工事着手前に工事を取り止めた場合は、この限りではない。

(手数料)

第31条 手数料は、次の各号に定める額_____
_を申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(1) 法第16条の2第1項の指定をするとき。

1件につき 13,750円

(2) 法第16条の2第1項の指定の更新をするとき。

1件につき <u>10,000円</u> (3) 第8条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)をするとき。 1件につき <u>100円</u> (4) 第8条第2項の工事の検査をするとき。 1件1回につき <u>500円</u> (5) 第19条第1項第1号の給水装置の使用をやめるとき。 1件につき <u>1,000円</u> (6) 各種証明手数料 1件につき <u>300円</u> 2 (略)	1件につき <u>11,000円</u> (3) 第8条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)をするとき。 1件につき <u>110円</u> (4) 第8条第2項の工事の検査をするとき。 1件1回につき <u>550円</u> (5) 第19条第1項第1号の給水装置の使用をやめるとき。 1件につき <u>1,100円</u> (6) 各種証明手数料 1件につき <u>330円</u> 2 (略)
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。